

# 川崎市公報

毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)  
1 年 10,800 円  
1 箇月 900 円

## 目 次

### 規 則

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に  
関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則(第2号) ..... 122

### 告 示

- ◇道路区域の変更(第41号) ..... 125
- ◇道路の供用開始(第42号) ..... 126
- ◇結核予防法による指定医療機関の指  
定の辞退(第43号) ..... 126
- ◇結核予防法による指定医療機関の指  
定(第44号) ..... 126
- ◇自転車等の撤去と保管(第45号) ..... 126
- ◇自転車等の処理(第46号) ..... 129
- ◇道路区域の変更(第47号) ..... 129
- ◇道路の供用開始(第48号) ..... 129
- ◇かわさき新産業創造センターにおけ  
る使用料の収納事務の委託(第49号) ..... 130
- ◇個別外部監査契約の締結(第50号) ..... 130
- ◇道路の供用開始(第51号) ..... 130
- ◇道路区域の変更(第52号) ..... 130
- ◇生活保護法による指定介護機関の指  
定(第53号) ..... 130
- ◇生活保護法による指定介護機関の廃  
止(第54号) ..... 132
- ◇生活保護法による指定介護機関の変  
更(第55号) ..... 132
- ◇道路区域の変更(第56号) ..... 133
- ◇生活保護法による指定医療機関の指  
定(第57号) ..... 133
- ◇生活保護法による指定医療機関の廃  
止(第58号) ..... 134
- ◇生活保護法による指定医療機関の変  
更(第59号) ..... 135
- ◇生活保護法による指定施術機関の変  
更(第60号) ..... 135
- ◇身体障害者福祉法による医師の指定

- (第61号) ..... 135
- ◇身体障害者福祉法による医師の継続  
指定(第62号) ..... 136
- ◇身体障害者福祉法による医師の取消  
し(第63号) ..... 137
- ◇身体障害者福祉法による更生医療機  
関の指定(第64号) ..... 137
- ◇自動車排出ガスの排出抑制等に関す  
る指針(第65号) ..... 138
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に  
関する条例施行規則別表第5の1に  
規定する測定の方法の設定(第66号) ..... 138
- 公 告
- ◇道路位置の変更(第17号) ..... 140
- ◇開発行為に関する工事の完了(第18  
号) ..... 140
- ◇公債の償還(第19号) ..... 140
- ◇建物清掃業務委託契約の履行催告と  
解除(第20号) ..... 141
- ◇開発行為に関する工事の完了(第21  
号) ..... 141
- ◇開発行為に関する工事の完了(第22  
号) ..... 141
- ◇道路位置の指定(第23号) ..... 141
- ◇連担建築物設計制度の認定(第24号) ..... 142
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更  
の届出(第25号) ..... 142
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更  
の届出(第26号) ..... 143
- ◇登戸上地区画整理審議会委員の借地  
権者代表委員の補欠選挙の選挙人名  
簿の縦覧(第27号) ..... 144
- ◇開発行為に関する工事の完了(第28  
号) ..... 144
- ◇開発行為に関する工事の完了(第29  
号) ..... 144
- 公 告 (調 達)
- ◇一般競争入札の公告(第20号) ..... 144
- ◇一般競争入札の執行(第21号) ..... 146
- ◇一般競争入札の執行(第22号) ..... 147

◇一般競争入札の公告 (第23号) .....	148	◇公売公告 (幸区第4号) .....	173
◇一般競争入札の公告 (第24号) .....	150	◇督促状の公示送達 (幸区第5号) .....	175
◇一般競争入札の公告 (第25号) .....	151	◇督促状の公示送達 (中原区第5号) .....	176
水道局規程		◇納税通知書の公示送達 (高津区第1号) .....	176
◇川崎市水道局契約規程の一部を改正する規程 (第1号) .....	152	◇住民票の職権消除 (高津区第2号) .....	177
水道局告示		◇公売公告 (高津区第3号) .....	177
◇川崎市水道局指定給水装置工事事業者の指定 (第3号) .....	153	◇督促状の公示送達 (高津第4号) .....	178
◇川崎市水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更 (第4号) .....	153	◇公売通知書の公示送達 (高津区第5号) .....	178
水道局公告		◇公売公告 (高津区第6号) .....	179
◇指名競争入札の公示 (第4号) .....	153	◇公売公告 (宮前区第5号) .....	181
◇指名競争入札の公示 (第5号) .....	155	◇公売公告 (多摩区第4号) .....	183
◇指名競争入札の公示 (第6号) .....	156	◇督促状の公示送達 (麻生区第2号) .....	184
交通局規程		◇公売公告 (麻生区第3号) .....	184
◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程 (第1号) .....	157	区選挙管理委員会告示	
交通局告示		◇選挙人名簿の抹消 (川崎区第1号) .....	187
◇料金徴収事務の委託 (第1号) .....	158	◇在外選挙人名簿の抹消 (川崎区第2号) .....	187
◇料金徴収事務の委託 (第2号) .....	158	◇選挙人名簿の抹消 (幸区第1号) .....	187
消防局公告		◇選挙人名簿の抹消 (中原区第1号) .....	187
◇サイレンの吹鳴 (第1号) .....	159	◇選挙人名簿の抹消 (高津区第1号) .....	187
川崎市市民オンブズマン報告		◇在外選挙人名簿の抹消 (高津区第2号) .....	188
◇第12年次の運営状況 (第1号) .....	159	◇選挙人名簿の抹消 (宮前区第1号) .....	188
教育委員会規則		◇在外選挙人名簿の抹消 (宮前区第2号) .....	188
◇川崎市総合教育センター運営規則等の一部を改正する規則 (第1号) .....	161	◇選挙人名簿の抹消 (多摩区第1号) .....	188
教育委員会告示		◇在外選挙人名簿の抹消 (多摩区第2号) .....	188
◇教育委員会定例会の招集 (第2号) .....	162	◇選挙人名簿の抹消 (麻生区第1号) .....	188
◇教育委員会定例会の議事の追加 (第3号) .....	162	◇在外選挙人名簿の抹消 (麻生区第2号) .....	188
監査告示		正 誤	
◇個別外部監査人の監査の事務の補助 (第1号) .....	163	◇第1,379号 .....	188
監査公表		◇号外第3号 .....	188
◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について (第2号) .....	163		
農業委員会告示			
◇第7回農業委員会総会の招集 (第1号) .....	170		
区公告			
◇住民票の職権消除 (川崎区第4号) .....	170		
◇印鑑登録の抹消 (川崎区第5号) .....	170		
◇公売公告 (川崎区第6号) .....	170		
◇督促状の公示送達 (川崎区第7号) .....	172		
◇督促状の公示送達 (川崎区第8号) .....	172		
◇督促状の公示送達 (川崎区第9号) .....	173		

規 則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年1月31日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市規則第2号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規

則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第80条・第81条)」を「(第80条～第81条の2)」に、「第3節 自動車管理計画の策定等(第84条～第91条)」を「第3節 削除」に改める。

第9条第2号中「(平成5年総務庁告示第60号)」を「(平成14年総務省告示第139号)」に改め、同号ア中「(耕種農業及び畜産農業に限る。)」を「(耕種農業(もやし栽培農業を除く。))及び畜産農業(養蚕農業を除く。))に限る。」に改め、同号カからコまでを次のように改める。

- カ 情報通信業(新聞業及び出版業を除く。)
- キ 運輸業
- ク 卸売・小売業(再生資源卸売業を除く。)
- ケ 金融・保険業
- コ 不動産業

第9条第2号に次のように加える。

- サ 飲食店、宿泊業
- シ 医療、福祉(病院及び保健衛生を除く。)
- ス 教育、学習支援業(動物園及び水族館を除く。)
- セ 複合サービス事業
- ソ サービス業(他に分類されないもの)(次に掲げるものを除く。)
- (7) 一般廃棄物処理業(し尿処分業及びごみ処分業に限る。)
- (イ) 産業廃棄物処理業(産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に限る。)
- (ウ) 死亡獣畜取扱業
- (エ) と畜場

第14条第1項第6号を削り、同項第5号中「卸売・小売業、飲食店」を「卸売・小売業」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 情報通信業(新聞業及び出版業に限る。)

第14条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 農業(もやし栽培農業に限る。)

第14条第1項に次の2号を加える。

- (8) 医療、福祉(保健衛生に限る。)
- (9) サービス業(他に分類されないもの)(一般廃棄物処理業(し尿処分業及びごみ処分業に限る。)、産業廃棄物処理業(産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に限る。)、死亡獣畜取扱業、自動車整備業、機械修理業(電気機械器具を除く)、電気機械器具修理業及びと畜場に限る。)

第25条第1項第4号を削り、同条第2項ただし書中「、同項第3号に掲げる事項にあっては、自動車管理計画策

定事業所である指定事業所である場合に限り記載するものとし」を削り、同項第3号を削る。

第33条中第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

- (14) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)
- (15) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)

第47条第1項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 情報通信業(次に掲げるものに限る。)

- ア 通信業
- イ 音声情報制作業
- ウ 新聞業
- エ 出版業

(4) 運輸業

(5) 卸売・小売業(次に掲げるものに限る。)

- ア 各種商品卸売業
- イ 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- ウ 機械器具卸売業
- エ 自動車・自転車小売業
- オ その他の小売業

第47条第1項に次の4号を加える。

(6) 医療、福祉(次に掲げるものに限る。)

- ア 医療業
- イ 保健衛生
- ウ 介護老人保健施設

(7) 教育、学習支援業(次に掲げるものに限る。)

- ア 高等教育機関
- イ 専修学校、各種学校
- ウ 職業・教育支援施設
- エ 他に分類されない教育、学習支援業

(8) 複合サービス事業

(9) サービス業(他に分類されないもの)(次に掲げるものに限る。)

- ア 写真業
- イ 学術・開発研究機関
- ウ 洗濯・理容・美容・浴場業
- エ その他の生活関連サービス業
- オ 自動車整備業
- カ 機械等修理業(別掲を除く)
- キ 物品賃貸業
- ク その他の事業サービス業

第80条中「第100条第1項」を「第100条第2項」に改める。

第81条中「第100条第1項」を「第100条第2項」に改め、同条第1号イを次のように改める。

- イ 炭化水素系物質(可燃性天然ガスを燃料とする自動車にあっては、炭化水素系物質又は非メタン

炭化水素)

第81条第2号中「事項」の次に「(ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車である場合に限る。)」を加え、同号中イをウとし、同号ア中「(昭和50年環境庁告示第53号)」を削り、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 定常走行騒音(自動車騒音の大きさの許容限度(昭和50年環境庁告示第53号)別表第1の備考1に規定する定常走行騒音をいう。)

第9章第1節中第81条の次に次の1条を加える。

(公表)

第81条の2 条例第100条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 違反の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第82条中「第102条」を「第102条第1項」に改める。

第9章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第84条から第91条まで 削除

別表第5第1項の表備考中「測定は、」の次に「市長が定める」を加える。

別表第7第1項の表備考第4項第1号及び第5号中「規格K0097」を「規格K0083」に改め、同表第2項備考第4項第2号イ中「規格K1070に定める硝酸銀法」を「規格K0107に定める方法」に改める。

別表第12第1項第1号の表備考第1項中「卸売・小売業、飲食店又はサービス業(廃棄物の最終処分場を除く)」を「情報通信業(通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。)、卸売・小売業、不動産業(駐車場業に限る。)、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。))又はサービス業(他に分類されないもの)(旅行業及び廃棄物の最終処分場を除く)」に改め、同表第1項第2号中「卸売・小売業、飲食店又はサービス業」を「情報通信業(通信業、インターネット附随サービス業、レコード制作業、新聞業及び出版業を除く。)、卸売・小売業、不動産業(駐車場業に限る。)、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業(協同組合(他に分類されないもの)に限る。))又はサービス業(他に分類されないもの)」に改める。

様式目次中

36	自動車管理計画(変更)届出書	第89条
37	自動車管理計画実施状況報告書	第90条
36	削除	
37	削除	

を  
に改める。

第17号様式(付表3)を次のように改める。

## 第17号様式(付表3)

## 自動車排出ガスの排出の抑制等に係る配慮概要書

項 目	環 境 配 慮 の 概 要
自動車の使用台数の削減 (保有・リースに限る。)	(現在の使用台数) 貨物自動車 台    バス            台    乗用車            台 軽自動車    台    特種自動車 台    合計            台
自動車の使用に伴う環境 負荷の低減に係る基本方 針及び行動目標	
取組の管理責任者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
実施体制の整備	
行動目標の達成手段	自動車1台ごとの排 出ガスの低減(低公 害車の導入・排出ガ ス処理装置の装着)
	自動車の使用方法の 合理化による走行量 の削減
	従業員に対する環境 負荷の低減に係る教 育
行動目標の達成期限	年                      月                      日
行動目標の達成度の点検 及び是正の方法	

- 備考 1 のある欄には、該当する内にレ印を記載してください。  
 2 配慮した内容がない場合には、該当欄に「なし」と記載してください。  
 3 記載しきれない場合は、別紙により提出してください。  
 4 参考資料がある場合には、添付してください。

第36号様式及び第37号様式を次のように改める。

第36号様式及び第37号様式 削除

第38号様式(裏)中「事業所」の次に「若しくは自動車の所在すると認める場所」を加える。

## 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第9条第2号の改正規定、第14条第1項の改正規定、第47条第1項の改正規定、別表第5第1項の表備考の改正規定、別表第7の改正規定及び別表第12第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第33条の改正規定(第13号の次に次の2号を加える部分(第15号に係る部分に限る。))を除く。 平成15年2月15日

## 告 示

## 川崎市告示第41号

## 道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設局土木管理部管理課において、平成15年1月17日から平成15年1月30日まで一般の縦覧に供します。

平成15年1月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道  
路線名及び区域変更区間等